

中小企業の経営支援に関する取り組み

当組合は、営業担当者等が事業先をこまめに訪問しており、創業・新事業等の立ち上げを希望するお客さまはもちろん、創業段階を経て成長段階を迎えた事業先についても、その段階で発生するさまざまなお客さまのニーズをお聞きして、的確なアドバイスを行うよう取り組んでおります。

そのために、創業・企業再生基礎研修等に職員を派遣し、職員の能力向上に努めるとともに、創業や新事業展開を希望されるお客さまに役立つ情報を提供するため、(株)日本政策金融公庫と業務提携しております。

また、各店舗には創業・新事業のほか、事業承継や新型コロナウイルス対策に関する相談窓口を設置しており、経営相談や制度資金等に関する紹介もおこなっております。

創業・新事業開拓の支援状況

(平成29年4月から令和3年9月まで)

(単位:件)

(件数)	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度上期
創業支援	4	17	14	14	13
新事業支援	8	6	15	2	3
計	12	23	29	16	16

不良債権の状況

当組合の令和3年9月末の不良債権の状況は、自己査定結果に基づいて算出した結果を「金融再生法ベースによる開示債権」として開示しております。

令和3年9月末の不良債権は令和3年3月末から251百万円増加し、5,702百万円となりました。

また、不良債権比率は6.50%で、令和3年3月末(6.24%)から0.26%上昇しました。

金融再生法ベースによる開示債権

(単位:百万円)

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和3年3月末	568	218	350	568	100.00%	100.00%
	令和3年9月末	507	162	345	507	100.00%	100.00%
危険債権	令和3年3月末	4,424	2,667	1,281	3,948	89.25%	72.93%
	令和3年9月末	4,639	2,768	1,294	4,063	87.57%	69.18%
要管理債権	令和3年3月末	458	144	36	181	39.57%	11.77%
	令和3年9月末	555	194	45	239	43.08%	12.48%
不良債権計①	令和3年3月末(イ)	5,451	3,030	1,668	4,699	86.20%	68.91%
	令和3年9月末(ロ)	5,702	3,124	1,685	4,810	84.35%	65.37%
不良債権の期中増減額(ロ-イ)		251	94	17	111		
正常債権②	令和3年3月末	81,909					
	令和3年9月末	82,020					
合計(①+②)	令和3年3月末	87,361					
	令和3年9月末	87,723					

(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元金の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3)「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

(注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

(注5)単位未満は切り捨てて表示しております。

不良債権の保全状況

当組合の不良債権5,702百万円(上記のロ)のうち84.35%は、担保・保証等や貸倒引当金により保全しておりますので、万が一回収できなくても経営に大きな影響を及ぼす心配はないといえます。

また、未保全部分(892百万円)については利益剰余金などの純資産により十分カバーが可能な水準です。

